

# 甲州市農業委員会日程

会期	平成 28 年 10 月 28 日(金)			自	午後 1 時 30 分	至	午後 2 時 20 分
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室						
日 程							
1	会議録署名委員の指名						
2	会長報告						
3	議 案						
	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について				( 1 件)	
	第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について				( 3 件)	
	第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について				( 2 件)	
4	その他						

## 甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成28年10月28日(金) 午後1時29分から午後2時20分  
 甲州市役所本庁舎 2階 第一会議室

### 1. 出席した委員

1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎
4 平山 重三	5 根津 信彦	6 菊島 正輝
<del>7 雨宮 宏</del>	8 荻原 一重	9 飯島 務
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 惠太朗
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充

### 1. 欠席した委員

7 雨宮 宏

### 1. 本会議の会議録署名委員

8 荻原 一重          9 飯島 務

### 1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、小澤 美紀、島田 淳、雨宮 果南

### 1. 会議日程 別紙

事務局	<p>開会に先立ちまして、皆様で挨拶を交わしたいと思います。</p> <p>(相互に挨拶)</p> <p>定刻にはまだ早いですが、本日の出席者が全員おそろいになりましたので、これより農業委員会10月定例総会を開会したいと思います。</p> <p>それでは、これより会長に挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長の挨拶)</p> <p>只今から甲州市農業委員会10月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は34名で定足数に達しております。本日、7番雨宮 宏委員より欠席の旨、また23番佐藤 和也委員から遅刻の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、8番 荻原 一重委員、9番 飯島 務委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に日程2、会長報告でございます。</p>
事務局	<p>それでは会長報告ですが、10月11、12日、笛吹市「華やぎの章 慶山」にて、市町村農業委員会会長会議・研修会が開催されました。主に新制度等についての会議であります。こちらにつきましては、飯島職務代理に会長代理として出席していただきましたので、報告させていただきます。</p>
会 長	<p>只今の会長報告につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)</p>
議 長	<p>議案の朗読・説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
32番委員	<p>(議案第1号1番の調査報告をする。)</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのご事ですので、議案第1号1番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、3件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番、2番につきましては、申請人が同一</p>

	<p>人でありますので一括上程といたします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第2号農地法第4条第1番、2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)</p>
議長	<p>議案の朗読・説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>(議案第2号1番、2番の調査報告をする。)</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p>
31番委員	<p>ちょっと勉強させていただきたいと思うのですが、この案件で、親番が同じ所を分筆しておりまして、1つが集合住宅の建築、1つが宅地の進入路の2つに分かれている訳ですが、なぜ2つに分けて申請する必要があるのか、事務局に説明をお伺いしたいと思います。</p>
3番委員	<p>現況の説明ですが、現在通路がありまして、分筆したのがいつかは聞き落としたのですが、宅地へ進入するために、農地になっている部分を広げたいということで、2つに分けての申請であると思います。</p>
事務局	<p>今回一筆だったものを分筆して申請されているという理由の中に、土地の利用計画書が提出されているのですが、そこで融資の関係でも分筆をする必要があるということで集合住宅建築と宅地進入路の用途が違う2つの申請として提出されてきました。</p>
事務局長	<p>説明した内容ですが、この進入路とあるのは、考え方が別でありまして、進入路とはあくまで、ご本人のお宅に入るための進入路でありまして、1番で説明させていただいた内容につきましては、住宅開発についてということで別にしたという事でご理解をいただきたいと思います。</p>
31番委員	<p>わかりました。一括の物かと私も理解したのですが、集合住宅の中にも道路はある訳で、それならば一括でも良いのではないかと思ったのですが、今の説明で、進入路については、自分の家に入る為の進入路ということであればわかります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは他に質疑ございますか。  (「なし」との声あり)  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第2号1番・2番については許可相当として、山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声多数あり)  異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。  次に議案第2号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明をお願いします。</p>

事務局	(議案第2号農地法第4条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)
議長	議案の朗読・説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
29番委員	(議案第2号3番の調査報告をする。)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りいたします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。 次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2件を上程し、意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明を求めます。
事務局	(議案第3号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)
議長	議案の朗読・説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
21番委員	(議案第3号1番の調査報告をする。)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。 次に議案第3号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読・説明をお願いします。
事務局	(議案第3号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)
議長	議案の朗読・説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
9番委員	(議案第3号2番の調査報告をする。)

議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第3号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に日程4その他、事務局より報告及び事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より報告及び事務連絡をする。それでは、報告及び事務連絡をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用施設等設置の届出1件について説明する。</li> <li>・平成28年度農業委員研修等について説明する。</li> <li>・農地の利用状況調査について、不作付地、耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地の違いについて、資料にて説明する。</li> <li>・農業委員会新制度についての研修会について、開催日程について審議を依頼する。</li> </ul>
議 長	<p>新しい農業委員会制度等を含めまして研修会を開催するという事で、事務局で計画を検討していただいておりますが、出来れば11月の定例総会終了後に研修会をということで事務局から提案がございましたが、これについていかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>11月の定例総会25日の総会終了後、研修会ということで、今月は案件が少なかつた訳ですが、来月はどのくらい案件があるかわかりません。若干時間がかかるかと思いますが、ご承知おきのうえ、11月の定例総会終了後、研修会ということでお願いしたいと思っております。</p>
事務局	<p>事務局より、再度事務連絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月1日開催の市制祭について、参加の依頼をする。</li> <li>・ころ柿作りワーキングホリデーについて、内容の説明をする。</li> <li>・生涯学習課からの依頼である、市民教養講座（世界農業遺産等の講座）への参加を依頼する。</li> <li>・10月30日開催の世界農業遺産シンポジウムへの参加を依頼する。</li> </ul>
議 長	<p>事務局から何件か報告、事務連絡等ございましたけれども、これにつきましてご質問等ございましたらお願いします。</p>
31番委員	<p>先ほど不作付地や耕作放棄地の説明をいただきました。</p> <p>実は10月の広報紙に遊休農地の課税が強化されますという内容が掲載されておりまして、農地中間管理機構へ貸し付ける意思を表明しなくて、遊休農地の解消もしないという農地については、農業委員会から農地中間管理機構との協議を勧告されることがあります。</p> <p>この勧告を受けた農地が課税強化されるということが書いてあるのです</p>

	<p>が、どういう農地について勧告をするのか、勧告をしない農地とはどのような農地なのか、実際、耕作放棄地になっていても、課税が強化されるのか、強化されないのかの不公平な点が出てくるかと思います。私共が調査したものをもとにして、農業委員会事務局でこの作業をしなければならないと思いますが、内容を教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>広報紙に掲載させていただいたものは、勧告されることがありますということで、すべて対象ではないという意味合いで載せていただいております。</p> <p>今年か来年にかけて、課税強化の対象にする土地につきましては、昨年皆さんに見ていただいた中で、A分類と判断されたものが対象になってきて、さらにそこから、中間管理機構を利用する以外を選んだ方が所有する農地が対象となります。</p> <p>事前に航空写真で周りが困っているような、周りが綺麗で一部分だけ荒れているような畑ですとか、面積がある程度ありまして、機構が借りて、ある程度まとまった面積を借りたい方に貸せるといった畑を対象に見て回っています。実際、挙げた筆の約70弱を今回課税強化する予定であります。</p> <p>全体としては、1,000弱の筆がありますが、そのうち300件くらいは中間管理を希望されている方になりますので、700弱くらいの筆が対象にはなるのですが、県とも話をする中で、今回課税強化していくのは、周りが困っているような畑ですとか、毎年苦情がくるような畑、ある程度面積がとれるような畑、A分類に該当するというので絞らせていただいて、課税強化をするということで考えております。</p>
31番委員	<p>内容はわかりますけれども、該当する農地がどこの土地だという事を農業委員の方に説明をいただき、書いたものをいただく事ができるのでしょうか。</p>
事務局	<p>1月1日が基準になりますので、税務課へ送った段階で、皆様にご提示をさせていただきますと思います。</p>
31番委員	<p>そういうものを見て、こちらの土地もそうだけれども、そちらの土地も対象ではないのかなどのお話をさせていただいて、前に進むことができるかを教えていただきたい。</p>
事務局	<p>課税強化につきましては、A分類に判断されて、意向調査をした筆にしか法的にはできないことになっております。今回もそういった筆はあるのですが、その対象になった隣の筆が荒れていた場合は、次年度の意向調査にあげさせていただいて、そこで意向を聞かせていただいて、それでも中間管理以外を希望された場合について、課税強化をしていくようなかたちになります。</p>
議長	<p>よろしいですか。いずれにしても、1月1日の基準日以降ではっきりした段階で、それぞれの受け持ちの該当する農業委員さんに通知するという事です。今の説明でよろしいでしょうか。</p> <p>他に何か委員の皆さんからご質問等ございますか。</p>
31番委員	<p>(農業共済組合から果樹共済への加入の推進について説明する。)</p>

議長	<p>何かその他ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>会議の円滑な進行にご協力いただきまして、お礼を申し上げます。</p> <p>それではこれで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>(閉会の挨拶する)</p>  <p>(閉会14時20分)</p>